

平成 16 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 日本輸送機株式会社(ニチユ)
代 表 者 取締役社長 裏辻俊彦
(コード番号 7105 東証・大証第一部)
問合せ先責任者 常務取締役 高木善弘
(TEL 075-951-7171)

2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 31 日開催の取締役会において、2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 日本輸送機株式会社 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 発 行 総 額 20 億円
3. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100% (各本社債の額面金額 1,000,000 円)
4. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 9 月 21 日(スイス時間)
6. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch (以下「MSIZ」という。)の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(アメリカ合衆国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定日(下記 7.(1) (イ)に定義される。)の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 発行価格(募集価格) 本社債額面金額の 102.5%
7. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使請求にかかる本社債の額面金額の合計額を、下記 7.(1) により決定される転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。また、本新株予約権行使により単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
本新株予約権の行使により交付すべき当社普通株式数を算出するための 1 株当たりの金額(以下「転換価額」という。)は以下のとおりとする。
 - (イ) 転換価額
転換価額は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債にかかる値決めの日(平成 16 年 8 月 31 日又は 9 月 1 日のいずれかの日とし、以下「条件決定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 105.0%相当額以上 110.0%相当額以下の範囲で、上記 3.記載の本社債の発行価額、上記 4.記載の本新株予約権の発行価額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ロ) 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債発行後、当社普通株式の時価を下回る価額で新たに当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式数は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付与されたものを含む。)の発行、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプション・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

(ハ) 転換価額の修正

平成 17 年 9 月 7 日及び平成 18 年 9 月 7 日(日本時間、以下、それぞれ「決定日」という。)まで(同日を含む。)の各 10 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 1 円未満の端数を切り上げた金額が、各決定日において有効な転換価額を 1 円以上下回る場合には、転換価額は平成 17 年 9 月 21 日及び平成 18 年 9 月 21 日(日本時間、以下、それぞれ「効力発生日」という。)以降、それぞれ上記の方法で計算された終値の平均値と同額(但し、計算の結果、最初の決定日現在の転換価額の 80% 未満となる場合、転換価額は最初の決定日現在の転換価額の 80% に当たる金額で 1 円未満を切り上げた金額とする。)に下方修正される。但し、各決定日(当日を除く。)から関連する各効力発生日(当日を含む。)までの期間に、上記 7.(1) (ロ) に従い転換価額が調整された場合、上記修正転換価額は更に調整される。

- | | |
|--|---|
| (2) 発行する本新株予約権の総数 | 2,000 個 |
| (3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 | 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 |
| (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とすることに決定した。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、転換価額は上記 7.(1) に従い決定される額とすることに決定した。 |
| (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額中資本に組み入れない額 | 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切り上げた額とする。 |

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (6) 本新株予約権の行使請求期間 2004年10月5日(ロンドン時間)から2008年9月5日の銀行営業終了時(ロンドン時間)まで。但し、当社が下記8.(4)、及びに定めた事由に基づき本社債を繰上償還する場合、当該償還日に先立つ5営業日目の日の銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)までとする。また、当社が下記8.(5)に定めた事由に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失時点で行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2008年9月5日より後に本新株予約権を行使することはできない。
本新株予約権行使は、下記7.(10)に定める新株予約権行使代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時(ロンドン時間)の直前に効力が発生するものとみなされ、したがって、本新株予約権行使の効力は、当該時刻、すなわち日本時間では翌日に発生する。
- (7) 本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件 本新株予約権の消却事由は定めない。
- (9) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い 期中の本新株予約権の行使により交付された普通株式に対する最初の利益配当金は、上記7.(6)に定める本新株予約権効力発生日の属する配当支払期間(毎年3月31日に終了する各12ヶ月間をいう。)の期初に行使があったものとみなしてこれを支払う。
- (10) 本新株予約権行使請求受付場所(新株予約権行使代理人) 連合王国ロンドン市所在の Mitsubishi Securities International plc の本店

8. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 20億円
- (2) 本社債の利率 利息は付さない。
- (3) 満期償還 2008年9月19日(スイス時間)に本社債の額面金額の100%で償還する。
- (4) 期中償還 130%コールオプション条項による繰上償還
当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり当該各取引日において有効な転換価額(上記7.(1)に定義される。)の130%以上となった場合、当社は当該30連続取引日の最終日から30日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の償還通知を付与した上で、2007年9月21日以降2008年9月18日まで残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%で償還することができる。
当社は当該償還を行う場合、本新株予約権付社債の所持人に対する上記通知より前であつ当該30連続取引日の最終日から15日以内にMSIZに対して書面で通知するものとする。
税制変更による繰上償還
日本の税制の変更等により、追加支払の義務に基づき追加支払を要する旨MSIZに了解させた場合、当社は、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債の所持人に対する通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で償還することができる。
株式交換・株式移転による繰上償還
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨を当社の株主総会において決議し、その結果、当社普通株式が当該時点で上場している東京証券取引所その他日本国内の証券取引所又は店頭市場への上場又は登録が廃止される場合、本新株予約権付社債の要項に従い所定の手続を経た後、一定の条件の下で、かかる株式交換又は株式移転の効力発生日の前に、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上で、2004年9月21日以

ご注意：この文書は、当社が2008年9月19日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

降 2008 年 9 月 18 日までに、残存する本社債の全部(一部は不可)を下
記に定める割合で償還することができる。

2004 年 9 月 21 日以降 2005 年 9 月 20 日まで	額面金額の 104%
2005 年 9 月 21 日以降 2006 年 9 月 20 日まで	額面金額の 103%
2006 年 9 月 21 日以降 2007 年 9 月 20 日まで	額面金額の 102%
2007 年 9 月 21 日以降 2008 年 9 月 18 日まで	額面金額の 101%

(5) 債務不履行等による強制償還 本社債の元本の支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、MSIZ から本社債の期限の利益喪失を宣言する通知を当社が受領した場合、当該通知受領より 15 日以内に当該事由が治癒されるか、又は本新株予約権付社債の要項に定められた他の措置がとられない限り、当社は、当該通知の受領より 15 日を経過した日に残存する本社債の全部を本社債額面金額で償還しなければならない。

(6) 買 入 消 却 当社又は当社の子会社は、適用法令に従って、いつでも本新株予約権付社債を MSIZ を介して買入れ、買入れた本新株予約権付社債を保有し、譲渡することができる。当社は、買入れた本新株予約権付社債を消却のために MSIZ に引渡すことができる。この場合、MSIZ は引渡された本新株予約権付社債にかかる本社債を直ちに消却し、かかる消却時に、本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は放棄されたものとみなされる。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当該子会社は買入れた当該本新株予約権付社債を消却のために MSIZ に引渡すことができ、当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は、かかる引渡し時に、放棄されたものとみなされる。

(7) 本 社 債 の 様 式 無記名式新株予約権付社債券

(8) 本社債の担保又は保証 該当なし。

(9) 財 務 上 の 特 約 担保提供制限が付される。

(10) 取 得 格 付 該当なし。

9. 上 場 該当なし。

10. 代用払込に関する事項 本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、当該本新株予約権にかかる本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。

11. そ の 他 安定操作取引は行わない。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取金概算額約 1,980 百万円については、全額を当社の借入金返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

借入金の返済による金利負担の軽減(金融収支の改善)、新株予約権の行使による自己資本の充実により、財務体質の強化を見込んでおります。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、その期の収益状況に対応し、株主各位への配当の充実と企業基盤確立のための内部留保とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本とし、各期の配当を決定することとしております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の競争力の強化や、一層の企業基盤確立のための設備投資に充当する予定であります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純損益	28.72 円	13.35 円	13.57 円
1 株当たり配当金	4.00 円	0.00 円	4.00 円
実績配当性向	13.9%	- %	29.5%
株主資本利益率	15.1%	- %	7.1%
株主資本配当率	2.1%	- %	2.0%

- (注) 1. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
3. 平成 15 年 3 月期の株主資本利益率については、1 株当たり当期純損益が損失のため記載しておりません。

ご注意：この文書は、当社が 2008 年 9 月 19 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	184 円	215 円	148 円	315 円
高 値	402 円	235 円	327 円	408 円
安 値	176 円	106 円	139 円	280 円
終 値	211 円	149 円	319 円	374 円
株価収益率	7.3 倍	- 倍	23.5 倍	- 倍

- (注) 1. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月30日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。また、平成15年3月期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(3) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2008年9月19日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。